

秋田県経営安定資金【新型コロナウイルス感染症対策枠】

制度概要

保証対象者

原則として、県内において1年以上事業を営み、令和2年1月以降の直近3か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少している中小企業者。

なお、受注高又は売上高について、当該直近3か月間の実績が確定していないときは、直近1か月間の実績とその後の2か月間を含む3か月間、又は直近2か月間の実績とその翌月を含む3か月間の見込みとすることができます。

貸付限度額

8,000万円(秋田県危機連融資保証とは別枠です)

貸付期間

10年以内(据置期間2年以内)

資金使途

運転及び設備資金

連帯保証人

原則として、法人は代表者、個人事業主は不要です。

担保

原則として無担保とします。

新型コロナウイルス感染症対策枠(通常分)

貸付金利 1.35%

保証料率 0.35~1.40%(お客様の財務内容に応じて決定されます。)

必要書類 保証協会所定の申込書類

経営安定資金(新型コロナウイルス感染症対策枠)要件確認書(様式経領-6)

新型コロナウイルス感染症対策枠(セーフティネット4号利用※1の場合)

貸付金利 1.15%

保証料率 0.00%

必要書類 保証協会所定の申込書類

経営安定資金(新型コロナウイルス感染症対策枠)要件確認書(様式経領-6)

セーフティネット4号認定書(各市町村長の認定を受ける必要があります)

新型コロナウイルス感染症対策枠(セーフティネット5号利用※2の場合)

貸付金利 1.35%

保証料率 0.00%

必要書類 保証協会所定の申込書類

経営安定資金(新型コロナウイルス感染症対策枠)要件確認書(様式経領-6)

セーフティネット5号認定書(各市町村長の認定を受ける必要があります)

※1 セーフティネット4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援する措置で、次の要件を満たす中小企業者が対象です。

・県内において1年間以上継続して事業を行っているもので、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれるもの。

○対象となる中小企業者の方は、法人の場合は本店等、個人の方は主たる事業所の所在地の市町村の商工担当課等に認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。詳しくは各市町村にご確認ください。

※2 セーフティネット5号(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置で、次のいずれかの要件を満たす中小企業者が対象です。

(1)指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少しているもの。

(2)指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないもの。

指定業種につきましては、中小企業庁のホームページ<<https://www.chusho.meti.go.jp>>をご覧ください。

○対象となる中小企業者の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村の商工担当課等に認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。詳しくは各市町村にご確認ください。